

平成19年1月23日
関東財務局

貸金業者に対する行政処分について

東洋ファクタリング株式会社に対して報告徴収を行った結果、下記のとおり、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号、以下「出資法」という。）第5条第3項に該当する事実が認められた。

本日、同社に対して、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第9号の規定に基づき、平成19年1月31日から平成19年2月28日までの間、全店における業務の全部（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務及び関東財務局が特に必要と認めた業務を除く。）を停止することを命じた。

記

同社は、金銭の貸付けに関し、債務者に貸し付ける金銭を交付した際に債務者から受領した保証料を利息とみなしていなかったことから、出資法第5条第2項に規定する割合を超える割合による利息を受領している事例が認められた。

(参 考)

東洋ファクタリング株式会社の概要

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 商 号 | 東洋ファクタリング 株式会社 |
| 2 代 表 者 | 松本 孝司 |
| 3 主たる営業所
等の所在地 | 東京都新宿区富久町11番5号 |
| 4 登 録 番 号 | 関東財務局長（4）第01058号 |
| 5 登 録 年 月 日 | 平成16年10月23日 |

連絡・問い合わせ先

関東財務局 理財部 金融監督第5課

電話 048-600-1152

(ダイヤルイン)